

令和2年第8回

島田市教育委員会定例会

令和2年9月29日

令和2年第8回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和2年9月29日（火）午後2時00分～
会場：プラザおおるり第1多目的室（1階）

1. 開会
 2. 会期及び会議時間の決定
 3. 会議録署名人の指名
 4. 教育部長報告
 5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) 博物館課 (6) スポーツ振興課 (7) 図書館課
 6. 付議事項
 - (1) 島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて
 - (2) 市長の権限に属する事務のうち教育委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することについて
 - (3) 島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (4) 島田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則の制定について
 7. 協議事項
 - (1) 教育委員会に関する事務の点検・評価について
 8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
 9. 報告事項
 - (1) 令和2年8月分の寄附受納について
 - (2) 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
 - (3) 島田市行政組織規則の一部を改正する規則について
 - (4) 令和2年8月分の生徒指導について
 - (5) 島田市学校給食臨時休業対策給付金交付要綱の創設について
 - (6) 明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会の開催中止について
 - (7) 令和2年度家庭教育学級について
 10. その他
 - ・会議日程について
- 次回 第9回島田市教育委員会定例会
- 日時 令和2年10月23日（金）午後2時00分～午後4時00分
会場 川根文化センターチャリム21 視聴覚室（2階）
- 次々回 第10回島田市教育委員会定例会
- 日時 令和2年11月26日（木）午後2時00分～午後4時00分
会場 プラザおおるり第3多目的室（3階）
11. 閉会

教 育 部 長 報 告

一般質問（令和2年9月市議会定例会）

6. 12番 桜井洋子 議員 （一問一答）

1. 子どもたちに行き届いた教育を

新型コロナウイルス感染症対応の渦中、3か月にも及ぶ一斉休校は、子どもたちと保護者にとって大変な事態となった。学校現場では、その間、子どもたちのケアと学びに多くの努力が払われ、短い夏休みを経て、学校が再開された。コロナ禍で浮かび上がってきた教育の現状と課題について、以下伺う。

<質問>

- (1) 教育活動において、感染症の防止や身体的距離を確保し、密にならないための手立てはどのように取られているか。

<答弁>

感染予防対策については、文部科学省等で示されている「新しい生活様式」を踏まえ、学校ごと様々な対策をとっています。

例えば、学校再開時には、「新しい生活様式」や「コロナウイルス感染症」について、児童生徒に正しい知識を学ぶ機会を設けました。

また、適切な換気や下校後の消毒作業をはじめ、飛沫や接触による感染リスクを軽減するために、教室の机の間隔を広げることや給食時の配膳への教職員の補助、向かい合っての食事を避けるなど 様々な工夫をしています。

<質問>

- (2) 少人数学級を求める声が出ている。現在、1クラスの人数は、静岡式35人で実施されているが、市内小中学校の1クラスの人数の実態はどうなっているか。

<答弁>

市内小中学校の通常学級の人数の実態は、小学校では、総学級数193のうち、30人以上の学級数が84、30人未満の学級数が109となっており、割合は、それぞれ、43.5%、56.5%となっております。

また、中学校では、総学級数77のうち、30人以上の学級数が65、30人未満の学級数が12となっており、割合は、それぞれ、84.4%、15.6%となっております。

<質問>

- (3) 学校教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員し、子どものケアに努める体制を充実する必要があると考えるがどうか。

<答弁>

国・県より加配があり、現在、各学校にさまざまな人員を追加配置し、児童生徒の学習や心の面のサポート、また教職員の授業準備等のサポートが実施されています。

学習へのサポートについては、6月から9月まで、週8時間勤務可能な「学び方支援サポーター」を配置しました。8月には、3月末までの追加配当があり、9月1日時点で、週9時間勤務可能で少人数授業ができる非常勤講師を9人、週25時間勤務可能な「学び方支援サポーター」を17人配置しています。今後も、さらに増員に努めて

まいります。

心の面のサポートについては、スクールカウンセラーの訪問時間を各中学校区において、約30時間増やしています。スクールソーシャルワーカーについては、4月、5月の休校期間に勤務できなかつた時間を学校再開後に充てることで、サポートの充実を図っています。

教職員のサポートについては、これまで配置していたスクールサポートスタッフの勤務時間を週あたり5時間増やし、教職員の授業準備等の補助を行っています。また、増やした時間を利用し、消毒作業等も行っています。

<質問>

(4) コロナ禍を経た学校の再編について

① 北部地区4小学校（伊久美小学校、神座小学校、相賀小学校、伊太小学校）と島田第一小学校との統合が計画され、初倉南小学校と初倉小学校との統合については調査・研究を継続するとしているが、現在の計画の進捗状況を伺う。

<答弁>

まず、伊久美小学校、神座小学校、相賀小学校、伊太小学校、島田第一小学校の5校の統合計画の進捗状況ですが、学校運営について、学校間でカリキュラム等検討委員会を2回開催して、課題や調整内容を洗い出し、今後の進め方を検討しています。

次に、初倉南小学校と初倉小学校の統合に関する調査・研究につきましては、新型コロナウイルスの影響でスタートが遅くなりましたが、保護者や地域の代表者を含む構成員により初倉地区小中学校再編方針検討委員会を設置し、今月中に第1回目を開催する予定です。当該委員会では、統合の形態や時期等を検討していきます。

<質問>

② 初倉南小学校、初倉小学校は各学年2学級あり、1クラスの人数は少人数規模で教育が行われている。密が高まる統合は避けるべきと考えるがどうか。

<答弁>

県の基準では、1学級35人としているため、統合した場合でも1学級35人以下を維持できます。また、新しい生活様式が定着しつつあり、一定程度のクラスター対策に効果を発揮していると思われます。したがいまして、現在のところは、新型コロナウイルス対策を理由に統合をしないという考えは持っておりません。

7. 4番 齊藤和人 議員 (一問一答)

1. 新型コロナウイルス感染症収束後の当市の在り方について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年は大変な年になっている。

新型コロナウイルス感染症の収束を望む一人として、市民生活を守るために日々悪戦苦闘しながら努力している市職員、また、医療関係者などの方々に対して感謝を申し上げる次第である。

このような中、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、産業から日常生活に至るまで、当市においても様々な分野で大きな転換期を迎えることとなると感じる。そこで、以下質問する。

<質問>

- (6) 市内における集中から分散型への考え方について、特に、小学校の再編、また、市庁舎について伺う。

<答弁>

小中学校の再編におきましては、統合した学校の児童生徒数が増えますが、県の基準により原則1学級が35人を上回ることはないため、各学級におけるソーシャルディスタンスは現状と大きく変わることはありません。

また、各校では新しい生活様式を積極的に取り入れているほか、密にならないよう教育活動を工夫しており、再編計画の内容を見直す必要はないものと考えています。

9. 9番 藤本善男議員 (一問一答)

1. コロナ禍における教育現場の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生により、市民生活は大きな影響を受けており、拡大防止の観点から抑制された経済活動や社会活動は、今後の市政運営にも影響を与えて始めている。

教育現場においても、長期間の臨時休校やその影響により夏休みが短縮されたが、多感な時期を迎える児童・生徒への影響も懸念される中、コロナ禍での教育現場の対応について、以下伺う。

<質問>

- (1) 小・中学校の臨時休校決定に至るまでの経過及び休校による学業への影響はどのような状況か。

<答弁>

2月27日の安倍首相による、小中学校等への全国一斉の臨時休業要請に伴い、島田市は3月2日から春休み開始日まで、市内小中学校を臨時休校としました。

さらに、4月7日の政府が発出した緊急事態宣言により、4月9日から5月20日まで市内小中学校を臨時休校としました。

臨時休校により、年度当初の予定から授業日数では26日分、授業時数では約140時間減少しました。授業時数確保については、夏休みや冬休みの短縮、余剰時数の活用や行事時数の見直し等で対応しています。

<質問>

- (2) 臨時休校と、その後の学校再開による学校関係者への影響はどのような状況か。

<答弁>

休校期間中、教職員は家庭学習の準備や回収、点検をしました。オンライン教材の学習ドリルソフトや、授業動画サイト、教育テレビの番組等を活用したり、分散による臨時登校日を設けて補習を行ったりした学校もあります。

また、児童生徒の心のケアのため各家庭と連絡をとったり、学校で児童を預かる際の対応にあたつたりしました。さらに、学校再開に備えて年間を通して様々な計画の修正作業を行いました。

学校再開後は、新しい生活様式に応じた教育活動や感染予防のための消毒作業等を行うとともに、熱中症対策にもあたっています。

学校教育支援員は、3月の休校期間中、臨時登校日や卒業式において登校した児童生徒を支援しました。また、希望者は市の放課後児童クラブでの支援のほか、4月からは小学校での児童を預かる際の支援もしました。学校再開後は、新しい生活様式に応じた教育活動の中で支援に従事しています。

学校給食調理員については、休校期間中に、給食センターの清掃や給食再開に向けての準備作業のほか、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク・雑巾等の製作や庁内各課の事務補助を行いました。給食再開後は、通常の給食調理業務に従事しています。

＜質問＞

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新しい生活様式が求められる中、小・中学校の教育環境は今後どのような変化が考えられるか。

＜答弁＞

新型コロナウイルスへの対応を踏まえた小中学校の教育環境については、既存の施設に改修等を行う予定はありませんが、空気清浄機や微酸性水を生成する装置等の配備を検討しています。

11. 14番 森 伸一 議員 (一問一答)

2. 川越遺跡に関わる事業について

島田宿大井川川越遺跡整備基本構想が平成29年3月に策定され、遺跡の整備や活用、地域の活性化、観光の振興のため、この数年いろいろな検討がされている。また基本構想には川越遺跡指定地の整備のほか史跡周辺やネットワーク整備のことも書かれている。そこで関連事業も含め、以下伺う。

＜質問＞

(1) 博物館のリニューアル構想が策定されようとしているが、どこまで進んだか。

＜答弁＞

博物館のリニューアルにつきましては、現在、川越街道周辺賑わい創出基礎調査の中で検討をしています。

この調査結果を踏まえ、リニューアル構想を策定したいと考えています。

＜質問＞

(2) 基本構想には「島田宿と金谷宿を結ぶルートの充実を図り、川越遺跡と一体として連携を目指す。」と書かれているが、金谷側の整備計画についてどのような状況か。

＜答弁＞

川越遺跡整備計画では、川越遺跡から大井川を渡り、金谷宿を辿(たど)るルート

や、旧東海道石畳、諏訪原城跡の歴史文化を紹介するサインの設置など、川越遺跡を拠点とした整備を計画しています。

<質問>

(3) 6月19日、静岡市と藤枝市が申請した「日本初の『旅ブーム』を起こした弥次さん喜多さん、駿州の旅」が日本遺産に認定されたが、当市はどのような関わり方をしたか。

<答弁>

藤枝市から、日本遺産の認定申請の相談がありましたが、既に本市としては、「日本遺産」登録とは別の方法で、文化資源を活用した観光戦略に取り組む判断をしておりましたので、参画しないこととしました。

その理由としては、本市は、平成29年度に「ゆめ・みらい100人会議」からの提案を受け、「日本遺産」登録の検討をしましたが、他の例を参考にした結果、申請は困難であると判断し、「賑わいを創出すること」を念頭に置いて取り組むこととしました。

川越遺跡は、それだけで非常に大きなポテンシャルがあるため、諏訪原城跡や島田大祭、蓬莱橋など、多くの本市内の歴史資源と合わせて宣伝し、また富士山静岡空港や大井川鐵道、KADODE OOIGAWAなどとも連携をし、観光に寄与できるようにするという手法を選択し、「文化資源活用課」の組織新設や、「島田市文化芸術推進計画」の策定、「観光戦略プラン」の策定により、賑わいを創出していくこととしました。

12. 8番 横山香理 議員 (一問一答)

2. 学校を取り巻く現状と様々な課題について

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が全く見えず、先行き不透明な状況が続いている。新型コロナウイルス感染症とともに生活する新しい様式の中で、未来を担う子供たちが安全安心に、そして将来に希望を持ちながら学校に通学する、勉強に励む、友達と遊ぶ、生活する、そして地域愛を育んでいくといった当たり前の生活を子供たちが送ることができるよう、学校も大変な努力をしている。そうした中で新型コロナウイルス感染症対策や熱中症対策に加え、様々な多くの課題に直面しているが、この課題に市としてどう対応していくか、以下質問する。

<質問>

(1) 過去3年間と現在の小・中学生別の不登校の人数を伺う。

<答弁>

年間30日以上欠席した小学校における不登校児童数は、平成29年度は約20人、平成30年度は約40人、令和元年度は約40人いました。今年度7月末現在では約20人です。

中学校における不登校生徒数は、平成29年度は約60人、平成30年度は約70人、令和元年度は約100人いました。今年度7月末現在では約60人です。

<質問>

(2) 北中学校と島田第一中学校の統合によって、島田市教育センターへの環境の変化はどのようなことが考えられるか伺う。

<答 弁>

北中跡地の利活用計画において、島田市教育センターの北中への移転を予定しています。北中跡地については文書庫等、教育センター以外の利用も考えられるため、教育センターとの境をパーテーションで区切るなど、児童生徒が安心して利用できるよう配慮し、広いスペースでより多くの子供たちへの対応が可能となるように調整していきます。

<質 問>

(3) 現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、統合する学校同士の交流会が難しい状況にある。統合を来年度に控えた子供たちへの不安解消のために、何らかの方策を考えているか伺う。

<答 弁>

湯日小・初倉小では9月後半から交流を再開します。11月には、スクールバスでの登下校を含めた交流授業を3日連続で行い、保護者の授業参観も可能とする予定です。

北中・島一中では、9月末にオンラインを利用した遠隔授業による交流を行います。今後は、島一中の文化発表会への北中生徒の参加や、スクールバスでの登下校シミュレーションも含めた授業交流を5回程度行っていく予定です。

また、湯日小、北中の教職員が児童生徒とともに異動することには、不安を和らげ、指導の継続性を確保する上で大切なことだと考えます。これまでの市内外の統合でも児童生徒とともに複数の教職員が異動しています。このことを十分配慮して対応していきます。

<質 問>

(4) 現在、スクールカウンセラーは中学校区ごとに1人配置しているが、この効果と問題点について伺う。

<答 弁>

スクールカウンセラーは、県から中学校区ごとに派遣されています。小学校を卒業しても、同じスクールカウンセラーに相談することができるため、子供や保護者が継続してカウンセリングを受けることができます。このことは、友人関係や学校生活などに不安を抱える子供の支援に大変有効です。

その反面、中学校区ごとの配置は、一人のスクールカウンセラーが複数校を担当するため、カウンセリングが重なりやすい月曜日などの日程調整が必要となります。

<質 問>

(5) 学校運営協議会と地域学校協働本部のそれぞれの役割について伺う。

<答 弁>

学校運営協議会の役割は、学校教育目標を学校と地域が共有し、学校運営に参画していただく中で、連携・協働を推進していくことです。

一方、地域学校協働本部の役割は、学校と地域の住民・団体や保護者とが緩やかなネットワークを形成し、地域全体で子供たちの教育を支援する活動を推進することで

す。本市では今年度から、学校と地域とをつなぐコーディネーターである地域学校協働活動推進員を各中学校区に配置し、子供の学習支援や家庭教育支援など、地域ぐるみで子供たちの学びや成長を支える活動を実施しています。

<質問>

(6) 学校運営協議会と地域学校協働本部の両輪により、効果をもたらした事例はあるか。また、現状の課題について伺う。

<答弁>

効果をもたらした事例としましては、昨年度、研究指定校である初倉南小において、地域学校協働活動推進員が活動協力団体との連絡調整を行い、茶摘み体験など総合学習等への学習支援を行うことにより、教職員の負担軽減が図られております。

また、地域学校協働活動の様子を紹介する掲示物を作成し、学校内外に周知することで、児童、保護者、地域の方に協働活動について関心を持っていただくなど、理解が深まってきております。

事 務 事 業 報 告



事務事業の概要

教育総務課

実施(8月28日～9月28日)

月日	曜日	事項	場所
8月28日	金	第7回教育委員会定例会	プラザおおるり
9月4日	金	学校訪問(第四小、大津小)	
9月14日	月	パソコン教室空調機取替工事	金谷中学校
9月15日	火	学校訪問(六合小、六合中)	
9月16日	水	2・3階教科準備室間仕切り改修工事(仮)	第一中学校
9月23日	水	学校訪問(湯日小、初倉南小)	

予定(9月29日～10月22日)

月日	曜日	事項	場所
9月29日	火	第8回教育委員会定例会	プラザおおるり
		第1回島田第一小学校校舎等建設検討委員会	第一中学校
9月30日	水	第1回初倉地区小中学校再編方針検討委員会	初倉公民館
10月7日	水	第1回外部評価委員会 (教育総務課、社会教育課、博物館課、 スポーツ振興課)	プラザおおるり
10月8日	木	第2回外部評価委員会 (学校教育課、学校給食課、図書館課)	プラザおおるり
10月9日	金	谷田川報徳社奨学金審査会	市役所本庁舎
		第2回市町教育委員会教育長会	静岡県総合教育センター

事務事業の概要

学校教育課

実施（8月28日～9月28日）

月日	曜日	事項	場所
8月28日	金	遠足（相賀小）	山の家
9月2日	水	静岡県中学校学力診断調査（中3対象）	各校
9月5日	土	サタデーオープンスクール (参加者：23人)	伊久美地区
9月7日	月	島田市立学校カリキュラム等検討委員会 【第一小・北部小学校（伊太小・神座小・相賀小・伊久美小）部会】	市役所会議棟
9月8日	火	自然教室（第三小）	焼津青少年の家
9月8日～ 9月9日	火 水	自然教室（神座小）	焼津青少年の家
9月12日	土	運動会（伊久美小、湯日小）	各校
9月14日	月	代休（伊久美小、湯日小）	各校
9月18日	金	前期終業式（第一小）	第一小学校
9月19日	土	体育大会（第一中、第二中、六合中、北中、初倉中、金谷中、川根中）	各校
9月14日～ 9月15日	月 火	自然教室（第二小）	朝霧野外活動センター
9月23日～ 9月25日	水 金	自然教室（大津小）	朝霧野外活動センター
9月23日	水	代休（第一中、第二中、六合中、北中、初倉中、金谷中）	各校
		後期始業式（第一小）	第一小学校
9月24日	木	通学区調査審議会	市役所会議棟
9月25日	金	島田市立学校カリキュラム等検討委員会 (北中・島田第一中学校部会)	北中学校
9月26日	土	運動会（相賀小）	相賀小学校
		参観会（第二小）	第二小学校
9月28日	月	代休（第二小、相賀小、川根中）	各校

予 定 (9月29日～10月22日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
9月29日	火	自然教室(伊太小)	焼津青少年の家
10月 1日	木	就学支援委員会 (参加予定：38人)	おおるり
10月 2日	金	前期終業式(第四小、第五小、金谷小)	各校
10月 3日	土	サタデーオープンスクール (参加予定：20人)	伊久美地区
		参観会(初倉南小)	初倉南小学校
10月 5日	月	後期始業式(第四小、第五小、金谷小)	各校
10月 6日	火	自然教室(湯日小)	焼津青少年の家
10月 6日～ 10月 8日	火 木	一リンピック(第一小)	第一小学校
10月 7日	水	わかあゆの会 (参加予定：15人)	教育センター
10月 9日	金	スポーツ記録会(第五小)	第五小学校
		前期終業式(第四小、湯日小、初南小、川根小)	各校
		島田市立学校カリキュラム等検討委員会 (初倉地区小学校部会)	初倉小学校
10月 10日	土	運動会(第二小、第三小、大津小、伊太小、神座小、川根小)	各校
		サタデーオープンスクール (参加予定：20人)	伊久美地区
10月 11日～ 10月 13日	日 火	修学旅行(川根中)	長崎市
10月 12日	月	代休(第二小、第三小、大津小、伊太小、神座小、川根小、初南小)	各校
		後期始業式(第四小、湯日小、川根小)	
10月 12日～ 10月 14日	月 水	職場体験(川根中)	市内
10月 13日	火	後期始業式(初南小)	初倉南小学校
10月 16日	金	自然教室(第四小)	山の家
		前期終業式(初倉小)	初倉小学校
10月 17日	土	サタデーオープンスクール (参加予定：20人)	伊久美地区
10月 19日	月	後期始業式(初倉小)	初倉小学校

月 日	曜 日	事 項	場 所
10月 20日	火	校外学習（北中）	久能山東照宮 ふじのくに自然環境史ミュージアム
		文化祭（初倉中）	初倉中学校
10月 21日	水	文化祭（第二中）	第二中学校
		校内体育発表会（金谷小）	金谷小学校
10月 22日	木	遠足（初南小）	初倉南小学校
10月 22日～ 10月 23日	木 金	修学旅行（伊太小、相賀小、神座小、伊久美小）	浜松市

事務事業の概要

学校給食課

実施(8月28日～9月28日)

月日	曜日	事項	場所
8月31日	月	「高校生による和の給食コンテスト」 志太榛原農林事務所説明	中部学校給食センター
9月3日	木	御前崎市学校給食センター職員視察 (参加者：5人)	中部学校給食センター
		中部学校給食センター洗浄機用洗剤購入事業入札	市役所会議棟
		中部学校給食センター備蓄食品購入事業入札	
9月8日	火	学校給食食材放射能検査 (中部学校給食センター分群馬県産キャベツ)	静岡視覚特別支援学校(静岡市)
9月10日	木	物資選定会(11月分)	中部学校給食センター
9月17日	木	静岡県学校給食会「覚書」締結に係る説明会	静岡市
9月18日	金	静岡県中部保健所立ち入り検査	中部学校給食センター 南部学校給食センター
9月24日	木	献立会議(12月分)	中部学校給食センター

予定(9月29日～10月22日)

月日	曜日	事項	場所
10月2日～ 11月18日	金 水	小学校就学時健康診断における食物アレルギー対応の説明	初倉小ほか 全小学校
10月8日	木	物資選定会(12月分)	中部学校給食センター
10月19日～ 11月2日	月 月	南部学校給食センターへの太陽光発電パネル設置工事	南部学校給食センター
10月21日	水	献立会議(1月分)	中部学校給食センター

事務事業の概要

社会教育課

実施(8月28日～9月28日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
8月28日	金	初倉公民館 生涯学級 講座 映画「そして父になる」鑑賞 (参加者：112人)	初倉公民館
		しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加者：30人)	島田駅ほか1箇所
8月30日	日	初倉公民館 社会教育講座「男の料理」 (参加者：14人)	初倉公民館
8月31日	月	しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加者：35人)	大鉄家山駅 ほか2箇所
		「0歳からのべびーりとみっく」講座 (指定管理者自主事業) (参加者：9組18人)	楽習センター
9月1日	火	島田第四小学校家庭教育学級開講式 (参加者：59人)	第四小学校
9月2日	水	ペアレントサポーター定例会⑤ (参加者：12人)	会議棟C会議室
9月3日	木	六合公民館 映画鑑賞教室 「新・喜びも悲しみも幾年月」 (参加者：47人)	六合公民
		中央市民学級 第4回学習会 「体幹トレーニング」 (参加者：15人)	楽習センター
9月5日	土	初倉公民館 社会教育講座 「セルフリンパ教室」 (参加者：11人)	初倉公民館
		しまだガンバ！・はばたけリーダー！ 海がめの放流体験 (参加者：30人)	中田島砂丘 (浜松市南区)
9月6日	日	金谷公民館 社会教育講座 「金谷の良いところ再発見（特別編）」 (参加者：23人)	金谷公民館
		ベーゼンドルファーを弾こう (指定管理者自主事業) (参加者：12組)	プラザおおるり

月 日	曜 日	事 項	場 所
9月 7日	月	家庭教育推進グループ定例会 (出席者: 7人)	市役所会議棟
9月 8日	火	金谷公民館 社会教育講座 「おやじの井戸端講座」ベーコン作り① (参加者: 10人)	大津農村環境改善センター
		初倉公民館 社会教育講座 「パン作り教室」 (参加者: 3人)	初倉公民館
		金谷公民館 社会教育講座 「おやじの井戸端講座」ベーコン作り① (参加者: 10人)	大津農村環境改善センター
9月 9日	水	はつくら寺子屋 (初倉小学校) ② (参加者: 18人)	初倉公民館
		初倉放課後子ども教室 「フレンズクラブ」選択活動 (参加者: 16人)	岡田公会堂
9月 10日	木	川根小家庭教育学級開講式 (参加者: 22人)	川根小学校
		初倉公民館 社会教育講座 「身近な基本の絵手紙」 (参加者: 13人)	初倉公民館
		幼児・児童をもつ親の講座① (連続講座) 「勇気づけて親も子も楽しくなる わくわく子育て」 (参加者: 44人)	プラザおおるり
		東海道金谷宿大学第2回教授会 (出席者: 30人)	金谷公民館
		子育て広場 「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者: 12組25人)	第一中学校
9月 11日	金	六合公民館 社会教育講座 「わかりやすい絵手紙の楽しみ方」 (参加者: 10人)	六合公民館
		初倉公民館 市民学級 講座 「手芸」 (参加者: 20人)	初倉公民館
		子育て広場あかちゃん部 (参加者: 19組40人)	六合公民館

月 日	曜 日	事 項	場 所
9月11日	金	金谷公民館 社会教育講座 「おやじの井戸端講座」ベーコン作り② (参加者: 13人)	大津農村環境改善センター
9月12日	土	ベーゼンドルファーを弾こう (指定管理者自主事業) (参加者: 12組)	プラザおおるり
9月14日	月	第三小学校家庭教育学級開講式 23 (参加者: 42人)	第三小学校
		伊太小学校家庭教育学級開講式 (参加者: 19人)	伊太小学校
9月15日	火	金谷小学校家庭教育学級開講式 (参加者: 30人)	金谷小学校
9月16日	水	静岡県社会教育委員連絡協議会理事会 (島田市出席委員: 1人)	静岡中央ビル (静岡市葵区)
		初倉放課後子ども教室 「フレンズクラブ」グラウンドゴルフ (参加者: 17人)	初倉南小学校 グラウンド
		五和小学校家庭教育学級開講式 (参加者: 50人)	五和小学校
		金谷公民館・金谷図書館自衛消防訓練 「総合訓練」 (参加者: 27人)	金谷公民館
		ゆったり座談会(不登校やひきこもり等に 悩む連続親学講座) (参加者: 0人)	市役所会議棟
		初倉公民館 社会教育講座 「女性トランポウォークA」 (参加者: 21人)	初倉公民館
		はつくら寺子屋(初倉南小学校)② (参加者: 13人)	初倉南小学校
		はつくら寺子屋(湯日小学校)② (参加者: 4人)	湯日小学校
9月17日	木	金谷公民館 高齢者学級(もみじ学級) 「レクリエーション教室」 (参加者: 26人)	金谷公民館
9月18日	金	第3回施設長会議 (出席者: 12人)	初倉公民館

月 日	曜 日	事 項	場 所
9月19日	土	初倉公民館 社会教育講座 「初倉料理教室」 (参加者: 16人)	初倉公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「男性トランポウォーク」 (参加者: 9人)	初倉公民館
9月23日	水	青少年育成支援センター運営協議会 第3回運営委員会 (出席者: 16人)	市役所会議棟
		初倉公民館 社会教育講座 「女性トランポウォークB」 (参加者: 13人)	初倉公民館
		初倉放課後子ども教室 「フレンズクラブ」選択活動 (参加者: 17人)	初倉南小学校 体育館
9月24日	木	中央高齢者学級 第4回 「シニア読書会 童話の世界」 (参加者: 22人)	楽習センター
		子育て広場 「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者: 11組 23人)	第一中学校
		初倉公民館 社会教育講座 「役立つ習字」 (参加者: 12人)	初倉公民館
		幼児・児童をもつ親の講座②(連続講座) 「勇気づけて親も子も楽しくなる わくわく子育て」 (参加者: 41人)	プラザおおるり
		金谷公民館 市民学級(かなや未来塾) 「吹き矢教室」 (参加者: 20人)	金谷公民館
		川根地区センターすこやか学級 「地域交通安全講習会 防犯まちづくり講座」 (参加者: 23人)	川根地区センター
9月25日	金	六合公民館 市民学級 講話 「ストレスとの上手な付き合い方」 (参加者: 39人)	六合公民館

月 日	曜 日	事 項	場 所
9月25日	金	社会教育委員 第3回会議 (出席委員:10人)	プラザおおるり
		神座小学校家庭教育学級開講式 (参加者:12人)	神座小学校
9月26日	土	金谷公民館 夕焼けコンサート 出演: 3団体(市内活動グループ) (参加者:70人)	金谷公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「健康体操」 (参加者:8人)	初倉公民館
		ベーゼンドルファーを弾こう (指定管理者自主事業) (参加者:12組)	プラザおおるり
9月27日	日	金谷公民館 施設利用者清掃活動 (参加者:金谷宿大学受講生 48人)	金谷公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「男の料理」 (参加者:13人)	初倉公民館
9月28日	月	島田市子ども・若者支援地域協議会 代表者会議 (出席者:10人)	市役所会議棟

予 定 (9月29日～10月22日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
9月29日	火	大津小学校家庭教育学級開講式 (参加予定：24人)	大津小学校
9月30日	水	初倉放課後子ども教室 フレンズクラブ 「陶芸教室」② (参加予定：17人)	岡田公会堂
		金谷公民館 社会教育講座 「終活講座①：相続税と金融犯罪」 (参加予定：50人)	金谷公民館
		六合小学校家庭教育学級開講式 (参加予定：90人)	六合小学校
		はつくら寺子屋 (初倉小学校) ③ (参加予定：18人)	初倉公民館
10月 2日	金	六合公民館 高齢者学級 「お茶の教室」 (参加予定：60人)	六合公民館
		川根地区センター 市民学級 「お月見俳句会」 (参加予定：15人)	川根文化センター
10月 3日	土	しまだガンバ！・はばたけリーダー！ 「パラグライダーふわっと体験」 (参加予定：33人)	川根身成地区
		初倉公民館 社会教育講座 「セルフリンパ教室」 (参加予定：12人)	初倉公民館
		第15回 蓬萊橋観月会 (文化協会事業) (参加予定：100人)	蓬萊橋 897.4茶屋周辺
		初倉南小家庭教育学級開講式 (参加予定：56人)	初倉南小学校
10月 4日	日	金谷公民館 社会教育講座 「金谷の良いところ再発見（特別編）」 (参加予定：27人)	金谷公民館
		パパとママのための絵本の広場 (参加予定：20人)	金谷公民館
10月 7日	水	初倉放課後子ども教室 「フレンズクラブ」フレンズまつり準備① (参加予定：17人)	岡田公会堂

月 日	曜 日	事 項	場 所
10月 7日	水	川根地区センター すこやか学級 「高血圧予防と健康体操」 (参加予定：30人)	川根地区センター
		第4期はじめて0歳児をもつ親の講座① (参加予定：10組20人)	保健福祉センター
10月 8日	木	第2回生涯学習推進協議会 (出席予定：14人)	市役所会議棟
		初倉公民館 社会教育講座 「身近な基本の絵手紙」 (参加予定：15人)	初倉公民館
		第5回中央市民学級 「落語講座」 (参加予定：20人)	楽習センター
		子育て広場 「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定：20組40人)	第一中学校
		リンパ兼広報講座 (実践編) (指定管理者自主事業) (参加予定：13人)	楽習センター
10月 9日	金	初倉公民館 市民学級 講座 「ストレッチ体操」 (参加予定：27人)	初倉公民館
		幼児・児童をもつ親の講座③ (連続講座) 「勇気づけで親も子も楽しくなる わくわく子育て」 (参加予定：40人)	プラザおおるり
		子育て広場あかちゃん部 (参加予定：15組 30人)	六合公民館
10月 10日	土	初倉公民館 社会教育講座 「男性トランポウォーク」 (参加予定：11人)	初倉公民館
		ふるさとの歴史講座 「江戸時代の伊久身の人々が まとめた歴史書」 (募集人数：30人)	伊久身農村環境 改善センター
10月 11日	日	ベーゼンドルファーを弾こう (指定管理者自主事業) (参加予定：12組)	プラザおおるり

月 日	曜 日	事 項	場 所
10月13日	火	初倉公民館 社会教育講座 「パン作り料理」 (参加予定：6人)	初倉公民館
10月14日	水	初倉放課後子ども教室 「フレンズクラブ」フレンズまつり準備② (参加予定：17人)	岡田公会堂
		金谷公民館 社会教育講座 「終活講座②：遺言書の書き方」 (参加予定：30人)	金谷公民館
		第4期はじめて0歳児をもつ親の講座② (参加予定：10組20人)	保健福祉センター
		はつくら寺子屋③ (参加予定：13人)	初倉南小学校
		はつくら寺子屋③ (参加予定：4人)	湯日小学校
10月15日	木	六合公民館 社会教育講座 「ベーシックヨガ教室」(託児付き) (参加予定：6人)	六合公民館
10月15日～ 11月4日	木 水	東海道金谷宿大学教授募集(11月4日)	社会教育課・金谷 公民館
10月16日	金	中部地区社会教育委員連絡協議会 全体研修会 (出席予定：11人)	い～ら (牧之原市)
		六合公民館 社会教育講座 「スマホ・タブレット教室」 (参加予定：8人)	六合公民館
10月16日～ 10月18日	金 日	島田市民文化祭開会式 (参加予定：50人)	プラザおおるり
		島田市民文化祭 展示部門1期 (参加予定：500人)	
		「だれでもロビーコンサート」 ピアノ開放、コンサート (参加予定：50人)	
10月19日	月	六合東小家庭教育学級開講式 (参加予定：70人)	六合東小学校
		第3回困難を有する子ども・若者に係る 実務者会議 (参加予定：13人)	市役所会議棟

月 日	曜 日	事 項	場 所
10月 20日	火	伊久身高齢者学級「軽体操教室」 (参加予定：25人)	伊久身農村環境改善センター
10月 21日	水	初倉放課後子ども教室 フレンズクラブ 「フレンズまつり」 (参加予定：17人)	岡田公会堂
		初倉公民館 社会教育講座 「女性トランポウォークA」 (参加予定：32人)	初倉公民館
		川根地区センター 市民学級 「グランドゴルフを楽しもう」 (参加予定：15人)	家山駅前グランド
		第4期はじめて0歳児をもつ親の講座③ (参加予定：10組20人)	保健福祉センター はなみずき
		はつくら寺子屋（初倉小）④ (参加予定：18人)	初倉公民館
10月 22日	木	第1回金谷公民館運営審議会 (出席予定：6人)	金谷公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「役立つ習字」 (参加予定：15人)	初倉公民館
		島田第一小学校家庭教育学級開講式 (参加予定：90人)	第一小学校
		第5回中央高齢者学級 落語講座 (参加予定：27人)	楽習センター
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定：20組 40人)	第一中学校
10月 22日～ 10月 24日	木 土	湯田小通学合宿 (参加予定：32人)	養勝寺
10月 26日	月	市町人権教育連絡教育協議会 第2回事務連絡会・研修会 (出席予定：2人)	い～ら (牧之原市)

事務事業の概要

博物館課

実施(8月28日～9月28日)

月日	曜日	事項	場所
6月13日～ 9月22日	土 火	収蔵品展 「海野光弘 山里」、分館コレクション一 挙公開 2nd	博物館分館
7月4日～ 9月6日	土 日	企画展 「島田発、南アルプス山頂への道～南アル プスと大井川」	博物館本館
9月6日	日	ちょっと昔のおもしろ体験 「蓑・笠つけて大変身」 (参加者：41人)	博物館分館
9月13日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加者：15人)	博物館本館
9月19日～ 11月8日	土 日	企画展 「江戸時代の駿河ペディア!?地誌の世界と 島田宿～島田宿桑原黙斎活動記録～」	博物館本館
9月20日	日	博物館講座 「古文書を読んでみよう！さわってみよう！」 (参加者：13人)	博物館本館
9月22日	火	海野光弘展関連イベント 学芸員によるギャラリートーク (参加者：6人)	博物館分館
9月26日～ 11月22日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 石垣」、分館コレクション一 挙公開 3rd	博物館分館
9月25日	金	文化財保護審議委員会 (参加者：7人)	博物館工作室
9月26日	土	企画展関連イベント 「学芸員が教科書に載せたい！島田の歴史 ・人物」 (参加者：13人)	博物館本館
9月27日	日	諏訪原城応援隊結成記念イベント (文化資源活用課主催) (参加者：100人)	夢づくり会館/諏 訪原城ビジターセ ンター
		おもちゃ病院島田 (参加者：24組)	博物館本館

予 定 (9月29日～10月22日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
9月19日～ 11月8日	土 日	企画展 「江戸時代の駿河ペディア？地誌の世界と 島田宿～島田宿桑原黙斎活動記録～」	博物館本館
9月26日～ 11月22日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 石垣」、分館コレクション一 挙公開 3rd	博物館分館
10月3日	土	海野光弘展関連イベント 海野夫人が映像で語る「沖縄を旅する海野 光弘」 (参加予定：12人)	博物館分館
10月11日	日	しまはくワークショップ 「ハロウィンのモビール」 (参加予定：30人)	博物館本館
10月18日	日	博物館講座 「川越よもやま話～大井川・安倍川・興津 川～」 (参加予定：20人)	博物館本館

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施(8月28日～9月28日)

月日	曜日	事項	場所
9月2日	水	金谷地区体育施設集中受付 トランポウォーク教室 ※毎週水曜日、全5回 (参加者:11人)	金谷体育センター 川根地区センター
9月5日～	土	ジュニアスポーツクラブ 水泳教室 (参加者:32人) ミニバスケットボール (参加者:21人) バレーボール (参加者:29人) ※毎週土曜日、全10回	ローズアリーナ 第三小学校 第五小学校
9月6日～	日	ジュニアスポーツクラブ テニス教室 (参加者:28人) ※毎週日曜日、全10回	伊太庭球場
9月12日～	土	ジュニアスポーツクラブ 陸上教室 (参加者:16人) ※毎週土曜日、全10回	陸上競技場
9月14日	月	島田市田代の郷温泉・田代の郷多目的スポーツ・リクリエーション広場 指定管理者募集の〆切	
9月16日	水	横井運動場公園・大井川緑地外4施設 指定管理者募集の〆切	
9月17日	木	スポーツ推進委員定例会 (参加者:29人)	川根支所
9月18日	金	夜間照明施設受付	プラザおおるり 金谷体育センター
9月24日	木	スポーツ推進委員会 運営委員会 (参加者:14人)	プラザおおるり

予定(9月29日～10月22日)

月日	曜日	事項	場所
9月29日	火	市町対抗駅伝競走大会実行委員会 兼代表選手選考会議 (参加予定:15人)	市役所会議棟
10月7日	水	金谷地区体育施設集中受付 ワンバウンドふらばーるバレーボール教室 ※毎週水曜日、全5回 (参加予定:30人)	金谷体育センター ローズアリーナ

月 日	曜 日	事 項	場 所
10月 8日	木	島田市田代の郷温泉・田代の郷多目的スポーツ ・クリエーション広場、横井運動場公園・大井川 緑地外4施設 第2回指定管理候補者選定 委員会 (参加予定：20人)	市役所本庁舎
		市町対抗駅伝競走大会 代表選手説明会 (参加予定：30人)	市役所会議棟
10月 16日	金	スポーツ推進委員定例会 (参加予定：30人)	市役所会議棟
10月 20日	火	夜間照明施設受付	プラザおおるり 金谷体育センター

事務事業の概要

図書館課

実施（8月28日～9月28日）

月 日	曜 日	事 項	場 所
6月26日～ 10月18日	金 日	きかんしやトーマス運行応援企画	金谷図書館
7月1日～ 8月30日	水 日	ほんのむしカード配布 夏休み課題・感想画図書貸出し	金谷・川根図書館 島田・金谷・川根 図書館
8月27日～ 9月15日	木 火	展示コーナー(介護老人保健施設アポロン) 「アポロン たなごころ展」	金谷図書館
9月1日	火	特集コーナー設置 一般：「9月6日黒の日 表紙が黒い本」 児童：「夜の世界へ（月・星・眠る）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「敬者の日読書のすすめ」 児童：「おじいちゃん・おばあちゃん」 「月・星の本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「動物愛護」 児童：「こんばんは！おつきさん」	川根図書館
		おはなし宅配便(子ども読書アドバイザー) (参加者：26人)	神谷城補遺育円
		ブックスタート (参加者：27人)	保健福祉センター
9月4日	金	高齢者おはなし会（川根図書館職員） (参加者：11人)	ふれあい健康プラ ザ
9月8日	火	ブックスタート (参加者：24人)	保健福祉センター
9月10日	木	おはなし宅配便（まめっちょ） (参加者：19人)	こども発達支援セ ンターふわり
9月17日～ 10月6日	木 火	展示コーナー（金谷宿大学受講生） 「コスチュームジュエリー作品展」	金谷図書館
9月24日	木	おはなしギフト（ペアレントサポーター） (参加者：23人)	第一中学校（子育 て広場ぐうちょき ぱあ）

月 日	曜日	事 項	場 所
9月25日	金	おはなしギフト（ペアレントサポーター） (参加者：26人)	五和保育園（子育て支援センターひよこ）

予 定（9月29日～10月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
6月26日～ 10月18日	金 日	きかんしやトーマス運行応援企画	金谷図書館
9月17日～ 10月 6日	木 火	展示コーナー（金谷宿大学受講生） 「コスチュームジュエリー作品展」	金谷図書館
9月29日	火	神座小施設見学 (参加予定者：14人)	島田図書館
9月30日	水	おはなしギフト（島田おはなしの会） (参加予定者： 人)	聖母保育園（地域子育てセンターシャローム）
10月 1日	木	特集コーナー設置 一般：「本の世界は奥深い（小説以外の本に関わる本）」 児童：「ハロウィン（かぼちゃ・魔女・こうもり・モンスター）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「読書週間」 児童：「ハロウィン・魔女」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「二十四節気のくらし」 児童：「ハロウィンの本」	川根図書館
10月 1日～ 10月 6日	木 火	展示コーナー（金谷宿大学受講生） 「コスチュームジュエリー作品展」	金谷図書館
		川根図書館・川根小学校合同スタンプラリー	川根図書館・川根小学校
10月 4日	日	パパとママのための絵本の広場（講師派遣）	金谷公民館
10月 6日	火	ブックスタート	保健福祉センター
10月 7日	水	初南小施設見学 (参加予定：47人)	島田図書館
		高齢者おはなし会（川根図書館職員）	ふれあい健康プラザ

月 日	曜 日	事 項	場 所
10月 8 日	木	おはなし宅配便（島田図書館職員） (参加予定：73人)	島田北幼稚園
10月 8 日～ 10月27日	木 火	展示コーナー（個人） 「たんぽぽ絵画造形展」	金谷図書館
10月13日	火	ブックスタート	保健福祉センター
		島三小施設見学 (参加予定：42人)	島田図書館
10月 20日	火	六合東小施設見学 (参加予定：未定)	島田図書館

島田市教育委員会定例会議案

島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて

次に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させることとする。

令和2年9月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

1 補助執行させる事務

「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」に基づく教育委員会所管施設への太陽光発電設備及び蓄電設備の設置に伴う行政財産の使用許可及び蓄電設備の管理に関する事務

2 補助執行させる理由

本件は、1に記載した協定に基づき市長部局が所管する施設と一体的に事務を進めるものであることから、協定に関する事務を総括する島田市行政経営部資産活用課の職員に執行させたいため

3 補助執行を開始する日

令和2年10月1日

島行資第 52-1 号
令和 2 年 9 月 15 日

島田市教育委員会
教育長 濱田 和彦 様

島田市長 染谷 絹代

補助執行の協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、貴委員会の権限に属する次の事務について市長の補助機関である職員をして補助執行させたいので、協議します。

1 補助執行させたい事務

「SDGs を先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」に基づく教育委員会所管施設への太陽光発電設備及び蓄電設備の設置に伴う行政財産の使用許可及び蓄電設備の管理に関する事務

2 補助執行させようとする理由

本件は、1 に記載した協定に基づき市長部局が所管する施設と一体的に事務を進めることであることから、協定に関する事務を総括する島田市行政経営部資産活用課の職員に執行させたいため

3 補助執行を開始する日

令和 2 年 10 月 1 日



(案)

島教教第 号
令和2年9月 日

島田市長 染谷 絹代 様

島田市教育委員会
教育長 濱田 和彦

補助執行の同意について

令和2年9月15日付、島行資第52-1号において協議のあった教育委員会の権限に属する次の事務について、市長の補助機関である職員をして補助執行させることに、同意します。

1 補助執行させる事務

「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」に基づく教育委員会所管施設への太陽光発電設備及び蓄電設備の設置に伴う行政財産の使用許可及び蓄電設備の管理に関する事務（ただし、事前に協議したものに限る。）

2 補助執行させる理由

本件は、1に記載した協定に基づき市長部局が所管する施設と一体的に事務を進めるものであることから、協定に関する事務を総括する島田市行政経営部資産活用課の職員に執行させたいため

3 補助執行を開始する日

令和2年10月1日

議案第43号

市長の権限に属する事務のうち島田市教育委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することについて

次に掲げる教育委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することとする。

令和2年9月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

1 補助執行している事務の一部を解除する事務

「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」に基づく教育委員会所管施設への太陽光発電設備及び蓄電設備の設置に伴う、行政財産使用料に関する事務

2 補助執行している事務の一部を解除する理由

本件は、1に記載した協定に基づき市長部局が所管する施設と一体的に事務を進めるものであることから、協定に関する事務を総括する島田市行政経営部資産活用課の職員に執行させたいため

3 補助執行を開始する日

令和2年10月1日

島行資第 52-2 号
令和 2 年 9 月 15 日

島田市教育委員会
教育長 濱田 和彦 様

島田市長 染谷 絹代

補助執行の協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、貴委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することについて協議します。

1 補助執行している事務の一部を解除したい事務

「SDGs を先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」に基づく、教育委員会所管施設への太陽光発電設備及び蓄電設備の設置に伴う行政財産使用料に関する事務

2 補助執行している事務の一部を解除したい理由

本件は、1 に記載した協定に基づき市長部局が所管する施設と一体的に事務を進めるものであることから、協定に関する事務を総括する島田市行政経営部資産活用課の職員に執行させたいため

3 補助執行を開始する日

令和 2 年 10 月 1 日



(案)

島教教第
令和2年9月
号 日

島田市長 染谷 紗代様

島田市教育委員会
教育長 濱田 和彦

補助執行の同意について

令和2年9月15日付、島行資第52-2号において協議のあった市長の権限に属する事務のうち教育委員会の補助機関である職員をして補助執行している事務の一部を解除することに、同意します。

1 補助執行している事務のうち解除する事務

「SDGs を先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」に基づく教育委員会所管施設への太陽光発電設備及び蓄電設備の設置に伴う行政財産使用料に関する事務

2 補助執行している事務の一部を解除する理由

本件は、1に記載した協定に基づき市長部局が所管する施設と一体的に事務を進めるものであることから、協定に関する事務を総括する島田市行政経営部資産活用課の職員に執行させたいため

3 補助執行を開始する日

令和2年10月1日

島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年9月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成31年島田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、地方自治法第238条の4第7項の規定による教育財産の使用（太陽光発電設備及び蓄電設備の設置を目的としたものに限る。）の許可及び蓄電設備の管理に関する事務を行政経営部に属する職員に補助執行させる。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

例規名 島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

文 章 題 項 目 文 章 題 項 目

第3条	教育委員会は、地方自治法第238条の4第7項の規定による教育財産の使用(太陽光発電設備及び蓄電設備の設置を目的としたものに限る。)の許可及び蓄電設備の管理に関する事務を行政経営部に属する職員に補助執行させる。
-----	--

第3条	(補助執行) 第3条 省略	第1回 (補助執行) 第3条 省略	第1回 (補助執行)
-----	------------------	-------------------------	---------------

島田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則の制定について

島田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年9月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則

島田市スポーツ推進委員規則（平成28年島田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（委員の任期の特例）

- 4 令和3年4月1日以後に最初にスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱される日から令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新規	文	新規	文
附 則 (施行期日) 1 省略 (経過措置) 2 省略 3 省略 (委員の任期の特例) 4 令和3年4月1日以後に最初にスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱される日から令和4年3月31日までとする。		附 則 (施行期日) 1 省略 (経過措置) 2 省略 3 省略	

新規	文	新規	文
		附 則 (施行期日) 1 省略 (経過措置) 2 省略 3 省略	

協 議 事 項

教育委員会に関する事務の点検・評価について

1 点検・評価の導入の目的

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体的な教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

このようなことから、平成19年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施することが義務づけられ、平成20年4月1日から施行されています。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条のポイント

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第26条では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定されています。

ただし、どのような点検・評価を行うか、また、報告書の様式、議会への報告の方法などについては、法律等に規定がありません。

3 外部評価委員

中 村 盛 高	前 (社)島田福祉の杜 特別養護老人ホームあすか 施設長 元 島田市健康福祉部長
小 澤 康 恵	元 保育士 生涯学習推進協議会 副会長

4 島田市教育委員会点検評価実施要領

別紙1の島田市教育委員会点検評価実施要領(案)により実施する。

5 点検・評価実施スケジュール

別紙2のとおり

島田市教育委員会点検・評価実施要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年律第162号）第26条第1項の規定に基づき行う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施並びにその結果に関する報告書の作成、議会への提出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2 教育委員会は、効果的な教育行政の推進を図り、及び住民への説明責任を果たすため、点検・評価を行う。

（対象）

第3 点検・評価の対象となる事務事業は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会の活動

(2) 教育部各課の主要な事務事業

（手法）

第4 対象事務事業の効果を把握し、その目的又は目標に照らし、投入したコストに対して、実績や成果を有効性、必要性、効率性、公平性の観点から、客観的に評価を行うものとする。

2 点検・評価に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、事務事業の特性に応じた合理的な手法を用い、事業効果をできる限り定量的に把握するものとする。

（様式）

第5 点検・評価に使用する様式は、事務事業評価シート（様式第1号又は様式第2号）とする。

（実施者）

第6 事務事業評価シートは当該事務事業の担当課の職員が作成し、担当課長は当該事務事業について自己評価を行う。

2 前項の規定により担当課長が行った自己評価の結果について、教育部長及び教育部内の課長により構成する点検評価部課長会議において調整を行う。

3 第1次評価は、前2項の規定により作成された事務事業評価シートにより、教育委員会が行う。

4 第2次評価は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、外部評価委員が行う。

（時期）

第7 事務事業評価シートは、別に定める日までに作成し、教育総務課に提出するものとする。

2 第1次評価は、毎年11月の教育委員会定例会において行う。

3 第2次評価は、第1次評価を行った年の翌年1月までに行う。

（公表の方法）

第8 点検・評価の報告書は、市ホームページ、情報公開コーナーにおいて市民に公表する。

(結果の反映)

第9 教育委員会は、点検・評価の結果を翌年度の当該事務事業に適切に反映させるものとする。

附 則

この要領は、令和元年9月²⁶日から施行する。

新

【事務事業評価シート】

事務事業評価シート			
事業名	〇〇〇事業	事業の概要	実績と成果

(様式1)

【事務事業評価シート】

番号			番号	一	一	一
事業名	〇〇〇事業	所管課	事業名	〇〇〇事業	所管課	所管課
開始年度		個別計画等	開始年度		個別計画等	
国庫・県单・市単		根拠法令等	国庫・県单・市単		根拠法令等	
実施方法	□直接	□委託	実施方法	□直接	□委託	□直接
総合計画の位置づけ	事業の柱	□補助	総合計画の位置づけ	施策の柱	□補助	□貸付
事業の概要	施策内容	□負担金	事業の概要	施策と内容	□負担金	□その他()
対象			対象			
目標とすべき姿			目標とすべき姿			
事業の概要	事業内容 (小事業)		事業の概要	事業内容 (小事業)		
対象	①		対象	①		
目標とすべき姿	②		目標とすべき姿	②		
事業の概要	③		事業の概要	③		
対象	④		対象	④		
事業の概要	⑤		事業の概要	⑤		
事業コスト	区分	単位	30年度	R元年度	R2年度	R1年度 (予算額)
事業の実績 (アウトプット)	決算額(A)(R1年度は予算額)					
	決算額のうち一般財源	千円				
	概算人件費	従事する職員数 人				
	概算人件費(B)	千円	0	0	0	0
	概算事業費(A+B)	千円	0	0	0	0
	事業の実績 (アウトプット)	区 分	単位	29年度	30年度	R1年度 (決算見込)当初目標)
実績と成果 (アウトカム)	事業の実績 (アウトカム)					
	事業の成果 (アウトカム)					
	事業の実績 (アウトカム)					
	事業の実績 (アウトカム)					
	事業の実績 (アウトカム)					
	事業の実績 (アウトカム)					
	事業の実績 (アウトカム)					
上記以外のR2年度の実績・成果						
事業コスト	区分	単位	30年度	R元年度 (予算額)	〔市費〕	千円
事業費		千元		R2年度 財源内訳	〔市費〕	千円
					〔市費〕	千円
					〔市費〕	千円
					〔市費〕	千円
					〔市費〕	千円

上記以外のR1年度の実績・成果

新

区分		判定及び説明・考察			
		自己評価	外部評価		
有効性 (達成度)	期待された成果 (アウトカム)は得られたか	①			
R元総合計画 アンケート調査結果	事業のニーズに変化があるか (事業実施後のニーズの変化) 必要性	□増加	□横ばい	□減少	□かなり減少
	市の開拓を見直す余地はないか (市が開拓する範囲は適切か)	□余地なし	□当面は余地なし	□余地あり(R2に改善)	□余地あり(R3以降改善)
事業の評価	効率性を高める 余地はないか (効率的に実施できたか)	□余地なし	□当面は余地なし	□余地あり(R2に改善)	□余地あり(R3以降改善)
	公平性を見直す 余地はないか (事業の効果は公平に配分されたか)	□余地なし	□当面は余地なし	□余地あり(R2に改善)	□余地あり(R3以降改善)
上記評価を踏まえた 事業の課題		上記評価を踏まえた 事業の課題			
総合評価		自己評価	外部評価		
外部評価委員の意見		総合評価			

日

区分		判定及び説明・考察			
		自己評価	外部評価		
有効性 (達成度)	期待された成果 (アウトカム)は得られたか	①			
H30総合計画アンケート調査結果	事業のニーズに変化があるか (事業実施後のニーズの変化) 必要性	H30総合計画アンケート調査結果 該当項目	該当項目	重要度 満足度	重要度 満足度
	市の開拓を見直す余地はないか (市が開拓する範囲は適切か)	□増加	□横ばい	□減少	□かなり減少
事業	効率性	□余地なし	□当面は余地なし	□余地あり(R1に改善)	□余地あり(R2以降改善)
	公平性	□余地なし	□当面は余地なし	□余地あり(R1に改善)	□余地あり(R2以降改善)
上記評価を踏まえた 事業の課題		上記評価を踏まえた 事業の課題			
総合評価		自己評価	外部評価		
外部評価委員の意見		総合評価			

【事務事業評価シート(投資的な事業)】

事務事業に賛同する基盤情報を提供

(様式2)

事業名	〇〇〇事業	
開始年度	個別計画等	
事業期間	根拠法令等	
国庫・県単・市単	総事業費(千円)	
実施方法	□直接 □委託 □補助 □賃付 □負担金 □その他()	
総合計画の位置づけ	施策の柱	施策内容
事業の概要	事業の実績と成果(アントラム)	

区 分	単位	30年度	R元年度	R2年度 (決算見込)(当初目標)	R2年度 (決算見込)(当初目標)	R2年度 (決算見込)(初年度目標)
事業の実績 (アントラム)						
事業の成果 (アントラム)						
事業の実績 (アントラム)						
事業の成果 (アントラム)						
事業の実績 (アントラム)						
事業の成果 (アントラム)						
事業の実績 (アントラム)						
事業の成果 (アントラム)						
事業の実績 (アントラム)						
事業の成果 (アントラム)						
事業の実績 (アントラム)						
事業の成果 (アントラム)						

上記以外のR2年度の実績・成果

区 分	単位	元年度	R2年度 (予算額)	R3年度以降 (予算額)	R2年度 (実績)	R2年度 (見込)
事業コスト	千円	千円				

番 号	一	事業名	〇〇〇事業	所管課	
開始年度		開始年度		個別計画等	
国庫・県単・市単		実施方法	□直接	□委託	□補助 □賃付 □負担金 □その他()
総事業費(千円)		総合計画の位置づけ	施策の柱	施策内容	
事業の概要	対象	目標どべき姿	事業内容 (小事業)		
	⑤	①	②	③	④

上記以外のR1年度の実績・成果

区 分	単位	29年度	30年度	R1年度 (決算見込)(当初目標)	R1年度 (決算見込)(当初目標)
事業コスト	千円	千円	千円		
財源内訳	千円	千円	千円	総事業費(千円)	
市場一般財源	千円	千円	千円		
事業の実績 (アントラム)					
事業の成果 (アントラム)					
事業の実績 (アントラム)					
事業の成果 (アントラム)					
事業の実績 (アントラム)					
事業の成果 (アントラム)					
事業の実績 (アントラム)					
事業の成果 (アントラム)					
事業の実績 (アントラム)					
事業の成果 (アントラム)					

上記以外のR1年度の実績・成果

新

IV. 事業の点検

区分		判定及び説明・考察		
		自己評価	外部評価	
有効性(達成度)	期待された成果(アウトカム)は得られたか	①		
		②		
		③		
		④		
		⑤		
R元総合計画アンケート調査結果	該当項目	重要度 満足度	重要度 満足度	
事業のニーズに変化があるか(事業実施後のニーズの変化)	□増加	□横ばい、 □減少	□横ばい □減少	□かなり減少
事業の効率性	市との関与を見直す余地はないか(市が関与する範囲は適切か)	□余地なし	□当面は余地なし □余地あり(R2に改善) □余地あり(R3以降改善)	□余地なし □当面は余地なし □余地あり(R1に改善) □余地あり(R2に改善)
公平性	効率性を高める余地はないか(効率的に実施できたか)	□余地なし	□当面は余地なし □余地あり(R2に改善) □余地あり(R3以降改善)	□余地なし □当面は余地なし □余地あり(R1に改善) □余地あり(R2に改善)
上記評価を踏まえた上記事業の課題			上記評価を踏まえた上記事業の課題	
総合評価	自己評価	外部評価	自己評価	外部評価
外部評価委員の意見				外部評価委員の意見

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会						•2/7議員全員協議会(説明)	
外部評価委員会		•10月7日・8日:第1・2回外部評価委員会(本年度打合せ・各課との意見交換)				•2月議会(2/14-3/26)	
教育委員会	•9月29日:教育委員会定例会(作成方針を説明)・11月中旬:第3回外部評価委員会(教育委員との意見交換)		•11月中旬:第3回外部評価委員会(教育委員との意見交換)		•12月中旬:第4・5回外部評価委員会(各課との意見交換)		
点検評価部課長会議			•11月下旬:第1回教育委員会定例会(点検評価結果協議)			•1/23:第1回教育委員会定例会(評価結果報告)	
各課担当者	•9月16日:第1回担当者会議(前年度の反省、スケジュール確認、シート作成依頼)	•10月下旬:シート提出期限	•11月中旬:教育委員会事前打合せ(中間確認)・1月中旬 教育委員会事前打合せ(最終確認)	•11/10:部課長会議(シートの検討)			
各 課	•9月上旬:担当者の報告		•11月中旬から:シートの修正	•10月下旬:シート提出期限	•11月中旬から:シートの修正	•1月上旬:外部評価まとめ提出期限	
事務局 (教育総務課)	•9月16日:第1回担当者会議(前年度の反省、スケジュール確認、シート作成依頼)		•11月中旬から:シートの修正	•10月7日・8日:第1・2回外部評価委員会(本年度打合せ・各課との意見交換)	•12月中旬:第4・5回外部評価委員会(各課との意見交換)	•2/15頃広報原稿依頼	•3/15号広報掲載
その他行事等						•2/15頃HP等で公表	

報 告 事 項

令和2年8月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄付者
第二小学校	携帯型拡声器	1 台	30,250 円	島田第二小学校PTA (会長 望月佳史)
市内小中学校 教育センター	マスク	2,000 枚	60,000 円	公益財団法人 はごろも教育研究 奨励会 (理事長 後藤康雄)
計			90,250 円	

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に
関する規則の一部を改正する規則について

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
について、次のとおり提案されていますので報告します。

島田市規則第 号

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を
ここに制定する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 紗代

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正
する規則

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成24年島田市規則第
3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「使用料」の次に「(教育委員会の権限に属する事務のうち地
方自治法第180条の7の規定により市長の補助機関である職員をして補助執行させる
事務に係るもの除く。)」を加える。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

例規名 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

表 文 章 手 行

手行	行	章	文
(補助執行)			
第4条 省略			
2 前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会の事務を補助する職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をして補助執行させる事務は、次のとおりとする。			
(1) 省略			
(3)			
(4) 教育に係る使用料(教育委員会の権限に属する事務のうち地方自治法第180条の7の規定により市長の補助機関である職員をして補助執行させる事務に係るものを除く。)、手数料その他の収入の徴収に関する事。			
(5) 省略			
(3)			
(12)			
3 省略			

手行	行	章	文
(補助執行)			
第4条 省略			
2 前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会の事務を補助する職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をして補助執行させる事務は、次のとおりとする。			
(1) 省略			
(3)			
(4) 教育に係る使用料、手数料その他の収入の徴収に関する事。			
(5) 省略			
(3)			
(12)			
3 省略			

島田市行政組織規則の一部を改正する規則について

島田市行政組織規則の一部を改正する規則について、次のとおり提案されていますので報告します。

島田市規則第 号

島田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 紗代

島田市行政組織規則の一部を改正する規則

島田市行政組織規則（平成17年島田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第40条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第41条中「地方自治法」を「法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 行政経営部の部長及び行政経営部資産活用課の課長の職にある者並びに当該課の課員（これらの部及び課に第37条第4項に規定する職を置く場合は、これらの職にある者を含む。）は、法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち法第238条の4第7項の規定による教育財産の使用（太陽光発電設備及び蓄電設備の設置を目的としたものに限る。）の許可及び蓄電設備の管理に関する事を補助執行するものとする。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

新行	1回	文
新行	1回	文
(委員会の権限に属する事務の委任)	(委員会の権限に属する事務の委任)	(委員会の権限に属する事務の委任)
第40条 副市長、産業観光部の部長及び産業観光部文化資源活用課の課長の職にある者は並びに当該課の課員(これらの部及び課に第37条第4項に規定する職を置く場合は、これらの職にある者を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>「法」という。</u> 第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち文化芸術の振興に係る政策の企画に関することについて委任を受け執行するものとする。	第40条 副市長、産業観光部の部長及び産業観光部文化資源活用課の課長の職にある者は並びに当該課の課員(これらの部及び課に第37条第4項に規定する職を置く場合は、これらの職にある者を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち文化芸術の振興に係る政策の企画に関することについて委任を受け執行するものとする。	第40条 副市長、産業観光部の部長及び産業観光部文化資源活用課の課長の職にある者は並びに当該課の課員(これらの部及び課に第37条第4項に規定する職を置く場合は、これらの職にある者を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち文化芸術の振興に係る政策の企画に関することについて委任を受け執行するものとする。

新行	1回	文
新行	1回	文
(委員会の権限に属する事務の補助執行)	(委員会の権限に属する事務の補助執行)	(委員会の権限に属する事務の補助執行)
第41条 こども未来部保育支援課の課長及びこども未来部保育支援課の課長及びこども未来部保育支援課幼稚園保育園係の係長の職にある者(これらの部、課及び係に第37条第4項に規定する職を置く場合は、これらの職にある者を含む。)並びに当該係の係員は、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち幼稚園への支援に関することを補助執行するものとする。	第41条 こども未来部保育支援課の課長及びこども未来部保育支援課幼稚園保育園係の係長の職にある者(これらの部、課及び係に第37条第4項に規定する職を置く場合は、これらの職にある者を含む。)並びに当該係の係員は、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち幼稚園への支援に関することを補助執行するものとする。	第41条 こども未来部保育支援課の課長及びこども未来部保育支援課幼稚園保育園係の係長の職にある者(これらの部、課及び係に第37条第4項に規定する職を置く場合は、これらの職にある者を含む。)並びに当該係の係員は、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち幼稚園への支援に関することを補助執行するものとする。

令和 2 年 8 月分の生徒指導について

令和 2 年 8 月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田市学校給食臨時休業対策給付金交付要綱の創設について

1 趣旨

学校給食の円滑かつ安定的な実施を図るため、新型コロナウィルス感染症拡大防止対策に係る全国一斉臨時休業に伴う市立小学校及び中学校の学校給食の中止に係る納入事業者に対し、給付金を交付し、財政的支援を行う。

2 交付対象者

令和2年3月2日から同月17日までの間における学校給食に供するための食材の発注を市から受けた納入業者27者

3 給付金の額

- (1) 主食及び飲用牛乳の納入業者 受注相当額（転売できた場合はその売上金額を控除した額）に100分の45を乗じて得た額以内の額
- (2) その他の納入業者 受注相当額（転売できた場合はその売上金額を控除した額）に100分の20を乗じて得た額以内の額

4 予算

5,829千円 9月補正に計上

5 財源

国庫補助金	(学校臨時休業対策費補助金)	3／4
新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金		1／4

6 施行日

令和2年10月1日

島田市学校給食臨時休業対策給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、学校給食の円滑かつ安定的な実施を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る全国一斉臨時休業に伴う市立小学校及び中学校の学校給食の中止に係る納入事業者に対し、予算の範囲内において給付金を交付するものとし、その交付については、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。第6条において「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「納入事業者」とは、市立小学校及び中学校の学校給食に供するための食材を納入する業者をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となるものは、令和2年3月2日から同月17日までの間における学校給食に供するための食材の発注を市から受けた納入事業者とする。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる納入事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、当該各号に定める額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 主食及び飲用牛乳の納入事業者 受注相当額（令和2年3月2日から同月17日までの間における学校給食に供するために発注を市から受けた食材の金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）に相当する額（当該食材を転売できた場合は、当該相当する額から当該転売した食材の売上金額を控除した額）をいう。次号において同じ。）に100分の45を乗じて得た額以内の額
- (2) 前号に掲げる納入事業者以外の納入事業者 受注相当額に100分の20を乗じて得た額以内の額

(交付の申請及び実績報告)

第5条 給付金の交付を受けようとするものは、令和3年2月1日までに、学校給食臨時休業対策給付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 食材を転売したことが確認できる書類（食材を転売できた場合に限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、給付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を給付金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこととする。

(交付決定及び交付確定の通知)

第7条 市長は、給付金の交付を決定し、及び確定したときは、学校給食臨時休業対策給付金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）により給付金の交付を申請し、及び実績を報告したものに通知するものとする。

(給付金の請求)

第8条 給付金の交付の確定を受けたものが給付金を請求しようとするときは、前条に規

定する交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度分の給付金について適用する。

様式第1号（第5条関係）

学校給食臨時休業対策給付金交付申請書兼実績報告書

年　月　日

島田市長

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

学校給食臨時休業対策給付金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 交付申請額 円

2 第4条に定める納入事業者の区分

(1) 主食及び飲用牛乳の納入事業者 (2) その他の納入事業者

3 令和2年3月2日から同月17日までの間における学校給食に供するため発注を受けた食材の金額に相当する額

円

4 転売した場合の転売額

円

5 給付対象経費（3-4）

円

(注)

- 1 「2 第4条に定める納入事業者の区分」は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「4 転売した場合の転売額」は、転売しなかった場合は0円と記入してください。
- 3 「5 給付対象経費」は、3に記入した額から4に記入した額を控除した額を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

学校給食臨時休業対策給付金交付決定通知書兼交付確定通知書

第
年
月
日

様

島田市長

印

年　　月　　日付けで申請があった学校給食臨時休業対策給付金について、
次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付決定及び交付確定額 円

2 交付の条件

- (1) 島田市補助金等交付規則及び島田市学校給食臨時休業対策給付金交付要綱を遵守すること。
- (2) 給付金の收支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を給付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならぬこと。

様式第3号（第8条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により給付金の交付の確定を受けた学校給食臨時休業対策給付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

島田市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

(印)

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本 店 支店 ()
口 座 種 別	普通 · 当座 · ()	
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口座名義人		

明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会の開催中止について

飲酒・暴走運転、暴力追放、防犯まちづくり運動と青少年健全育成運動を協働で推進するため、例年11月に開催しておりますこの大会について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度については開催中止とします。

なお、青少年育成支援センター運営協議会の表彰については、参加人数を限定し、規模縮小して開催することが可能であることから、この表彰式のみ下記の内容で開催するので、報告します。

記

○青少年育成支援センター運営協議会表彰式

- 1 目的 島田市内における青少年健全育成に功労のあった者及び団体を表彰し、その功績を称え、もって島田市青少年育成支援センター運営協議会の発展に資することを目的として開催する。
- 2 主催 島田市青少年育成支援センター運営協議会
島田市、島田市教育委員会
- 3 開催日時 令和2年11月21日（土）14：00～14：30
(受付13：30～)
- 4 会場 島田市民総合施設プラザおおるり 第1多目的室
- 5 式次第
 - ・開式のことば
 - ・主催者あいさつ
 - ・表彰
 - ・来賓祝辞
 - ・来賓紹介
 - ・受賞者代表謝辞
 - ・閉式のことば

※記念撮影

令和2年度家庭教育学級について

令和2年度家庭教育学級の開催計画について、別紙のとおり報告します。

令和2年度 家庭教育学級開催一覧

学校名	島田第一小学校	島田第二小学校	島田第三小学校	島田第四小学校	六合小学校	伊太小学校	相賀小学校	神座小学校	伊久美小学校
学級名	わからゆ学級 まほえみの会	なかよし学級	あんだんて	めっせんじやー	ふれあい学級	ゆづり葉学級	いいね！学級	たけのこ学級	深山つつじ学級
年間学習目標	今、できることを楽しむがから学ぼう！	親子・親同士の輪でつながる笑顔	みんなで子育て、みんなで成長	子育てを楽しみ、学び、成長しよう！	育自力を高めよう！	親子の絆 あふれる笑顔	親子で楽しめ、学び、成長しよう！	親子で楽しめ、学び、成長しよう！	今できることから、ふれあいの強さを深め思
対象保護者	1年生 中田 垂矢 91	1年生 小山 悠子 42	1年生 初鹿野 佳奈 59	1年生 杉山 里恵 111	1年生 山岸 恵美子 24	1年生 平口 真鶴 19	1年生 落合 智美 18	1年生 鈴木 頄美 12	1年生 全学年 24
アドバイザー	4	5	6	7	8	9	10	11	12
学級生数									
学習内 容									
1	19日(金) 個性を生かす心理学 開講式	24日(水) 開講式	17日(水) 開講式	10日(金) 開講式 カラーラビー	12日(金) 開講式	15日(火) 誕生会	4日(水) 読み聞かせ講座	18日(水) 開講式	17日(水) 開講式
2	3 時間	6 時間	4 時間	3 時間	2 時間	4 時間	5 時間	5 時間	9 時間
累計学習時間									

令和2年度 家庭教育学級開催一覧

学校名	初倉小学校	湯田小学校	島田第五小学校	初倉南小学校	六合東小学校	金谷小学校	五和小学校	川根小学校	計
学級名	さくら学級	すきな学級	オレンジ学級	チャレンジ学級	けやき学級	金谷つ子	フレンド学級	光と緑のかわね	一 学級長学習会
年間学習目標	聚がろう 親も子どもも みんなで楽しく学んで、絆を深めよう 親も心の輪も心の輪	みんなで楽しく学んで、絆を深めよう	～育児と育自～	～心にゆとりの子育てを～ ～Smile and Fun～	親子で楽しく学び、絆を深めよう	つながる、広がる、みんなの「和」	未来を学び絆を深めよう	光と緑のかわね	一 学級長役員
対象保護者	1年生	1・2・3年生	1年生	1年生	1年生	1年生	1年生	1年生	一 学級長役員
アドバイザー	中村 紀子	荒嶋 直子	増田 このみ	落合 智美	杉山 里恵	松下 ひとみ	北川 彩子	吉川 敦子	一 学級長役員
学級生数	63	14	50	56	71	92	66	22	834
4									
5									
6									
7									
10日(金) 開講式 25日(土)夕涼みの会									
8									
12日(土) 運動会									
9									
15日(火) 開講式 つながるトーク									
16日(水) 開講式 フリートーク									
10日(土) 親子でスポーツ大会									
10日(木) 開講式 フリートーク									
19日(土) 開講式 親子で楽しむ人形劇、 読み聞かせ講座									
19日(木) 個育て講座									
17日(火) 個育て講座									
24日(火) 体育発表 親子ふれあいドッヂボール大会									
22日(木) ふれあいスクール応援 23日(金) 初倉小との交流会参観									
24日(火) つながらるトーク									
17日(火) 初倉小との交流会参観									
5日(土) つながる 開講式 17日(木) 初倉小との交流会参観									
15日(金) 親子で読み聞かせ									
19日(金) 心理学講座									
13日(水) セルフリソバケア 開講式									
22日(月) 読み聞かせ講座									
2日(火) 開講式									
3									
累計学習時間		6 時間	9 時間	1時間	3 時間	3 時間	4 時間	3 時間	74 時間